



令和4年 3月 9日

**備後地域の産業と暮らしを守る流域治水を進めています！****～ 流域治水の取組状況を紹介、第3回芦田川流域治水協議会を開催 ～**

気候変動の影響により頻発・激甚化する自然災害に対し、流域全体のあらゆる関係者（国・県・市町・住民等）が協働して治水対策に取り組む「芦田川水系流域治水プロジェクト」を令和3年3月にとりまとめ、流域治水の取り組みを進めています。

プロジェクトでは、平成30年7月豪雨にて広範囲に浸水被害が発生したことを踏まえ、洪水時の水位を下げる河道掘削や内水被害を軽減する排水機能増強などの事前防災対策を進めています。あわせて、迅速かつ適切な情報収集・提供体制を構築し、ホットラインを含めた確実な避難行動に資する情報発信などの取り組みを実施し「逃げ遅れゼロ」を目指しています。

この度、プロジェクトの取り組み実施状況等を共有する「第3回芦田川流域治水協議会」を下記のとおり開催します。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、開催方式はWeb会議方式にて行います。

日 時 : 令和4年3月16日(水) 14:00～15:00

取材場所 : 福山河川国道事務所 1F 第3会議室  
(福山市三吉町4丁目4-13)

構成機関 : 福山市、府中市、世羅町、広島県、農林水産省、  
林野庁、森林研究・開発機構、国土交通省

**取材を希望される報道機関の方は、別添資料をご確認ください。**

## &lt;お問合せ先&gt;

芦田川流域治水協議会 事務局

国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所

副 所 長 柏原 良彦 (かしはら よしひこ)

【担当】 調査設計第一課長 新田 紀明 (しんた のりあき)

TEL (084) 923-2628

芦田川流域治水協議会ホームページ

<https://www.cgr.mlit.go.jp/fukuyama/river/data/ryuikichisui.html>

## 第3回芦田川流域治水協議会の取材について (報道の方へ)

協議会及び注意事項等について、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 開催日時

令和4年 3月16日(水) 14:00~15:00予定

#### 2. 取材場所 (Web 会議で行うため、報道対応を行う場所となります。)

福山河川国道事務所 1F 第3議室  
福山市三吉町4丁目4-13

#### 3. 会議の公開

・会議は報道機関を通じて公開します。

#### 4. 報道関係者の受付

□当日取材予定の方は、事前に事務局まで連絡をお願いします。

#### 5. 取材に当たっての注意事項

- 事務局の指定した場所以外での撮影、取材は、ご遠慮ください。
- 傍聴席でのPC等の使用は、議事や他の傍聴者の迷惑にならない限り可能です。
- 取材に必要な電源は、各社(各自)にてご用意ください。
- 携帯電話は、マナーモードにするか電源をお切りください。
- 会場では、着席の上、静粛に傍聴してください。
- 会場での飲食及び喫煙はご遠慮ください。
- 事故防止の観点から、取材にあたっては節度ある行動をお願いします。
- 手荷物・貴重品の管理は各自にてお願いします。
- 会議の円滑な進行のため、係員の誘導、指示に従ってください。
- 当日はマスクの着用をお願いします。

上記項目が守られない場合、または会の妨げとなる行動と事務局が判断した場合、退室の  
お願いをする場合もありますので、ご了承ください。

# 芦田川流域治水協議会 規約

## 第 1 条 名 称

本協議会は、「芦田川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

## 第 2 条 目 的

本協議会は、気候変動による近年の頻発する激甚な水害に備え、芦田川流域全体で水害被害を軽減させる流域治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

## 第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

## 第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

## 第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一. 芦田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 二. 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 三. 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 四. その他、流域治水に関して必要な事項

## 第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。
2. 幹事会は原則非公開とする。

## 第 7 条 協議会資料等の公表

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

## 第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
2. 事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所で行う。

## 第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

## 第 10 条 附 則

本規約は、令和 2年 7月31日から施行する。  
令和 3年 3月24日一部改正

別表1（委員）

福山市長
府中市長
世羅町長
広島県 農林水産局 林業課長
広島県 農林水産局 森林保全課長
広島県 農林水産局 農業基盤課長
広島県 東部建設事務所長
広島県 東部建設事務所三原支所長
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所長
林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所長
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所長
国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所長

別表2（幹事）

福山市 総務局 総務部 参与
福山市 建設局 参与
福山市 建設局 建設管理部 建設政策課長
福山市 建設局 都市部 都市計画課長
福山市 建設局 土木部 港湾河川課長
福山市 建設局 土木部 農林整備課長
福山市 上下水道局 工務部 上下水道計画課長
府中市 危機管理監
府中市 建設部 土木課長
府中市 建設部 都市デザイン課長
府中市 建設部 上水下水道課長
世羅町 建設課長
広島県 農林水産局 林業課 主査
広島県 農林水産局 森林保全課 主査
広島県 農林水産局 農業基盤課 主査
広島県 東部建設事務所 次長
広島県 東部建設事務所 三原支所 次長
農林水産省 中国四国農政局 中国土地改良調査管理事務所 企画課長
林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署 森林土木指導官
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所 造林係長
国土交通省 中国地方整備局 福山河川国道事務所副所長
国土交通省 中国地方整備局 八田原ダム管理所専門官

# 令和3年度 第3回 芦田川流域治水協議会

日時：令和4年3月16日（水）14:00～15:00  
方式：WEB会議（Microsoft Teams）

## 会 議 次 第

1. 開会
2. 議事
  - 1) 規約の改正について【審議事項】
  - 2) 芦田川流域治水協議会について【報告】
  - 3) 芦田川水系流域治水プロジェクト（案）について【審議事項】
  - 4) 流域治水の具体的な取り組み【報告】
  - 5) 流域治水対策の推進について【情報提供】
3. その他
4. 閉会